

住民基本台帳法施行条例の 改正について

条例改正の概要

改正内容

1.以下の事務の規定を削除する。

- ・介護支援専門員の登録に関する事務（別表第2関係）
- ・先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付に関する事務（別表第2関係）
- ・採石法に基づく登録の申請の受理等に関する事務（別表第2関係）
- ・砂利採取法に基づく登録の申請の受理等に関する事務（別表第2関係）
- ・住民監査請求の受理等に関する事務（別表第3関係）

2. 土地改良法の改正に伴い、引用条文を改正する。（別表第2条関係）

改正前：土地改良法(昭和24年法律第195号)

第18条第17項(同法第68条第4項において準用する場合を含む。)

改正後：土地改良法(昭和24年法律第195号)

第18条第18項(同法第68条第4項において準用する場合を含む。)

改正の理由

住民基本台帳法が改正され、都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる事務が新たに定められたことに伴い、条例で定める必要がなくなった事務の削除等を行うもの

県の条例で定めて利用している事務

	事務名
1	介護支援専門員の登録に関する事務
2	心身障害者扶養共済制度による年金の支給に関する事務
3	先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付に関する事務
4	狩猟免許・狩猟者登録に関する事務
5	肥料生産・販売業務の登録等に関する事務
6	屋外広告業の登録に関する事務
7	土地改良区役員等の届出に関する事務
8	採石法に基づく登録の申請の受理等に関する事務
9	砂利採取法に基づく登録の申請の受理等に関する事務
10	恩給条例による恩給の支給に関する事務
11	土地収用法に規定する土地所有及び生存確認等に係る事務
12	佐賀県がんを生きる社会づくり条例に基づくがん登録事務
13	個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に係る事務
14	佐賀県育英資金貸与条例に基づく事務
15	住民監査請求の受理等に関する事務
16	不服申立ての受理等に関する事務

関係条文

住民基本台帳法

第三十条の十五

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。）を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

- 一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。
- 二 条例で定める事務を遂行するとき。
- 三 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。
- 四 統計資料の作成を行うとき。

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

- 一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。
- 二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

3 略

4 略

5 略

関係条文

住民基本台帳法

第三十条の十五の二

機構は、国の機関若しくは別表第一の上欄に掲げる法人、市町村長その他の市町村の執行機関又は通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて、準法定事務（別表第一から別表第四までの各項の下欄、別表第五各号及び別表第六の各項の下欄に掲げる事務（以下この項において「別表事務」という。）に準ずる事務（個別の法律の規定に基づく事務を除き、番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる事務であつて当該事務の性質が当該別表事務と同一であることその他政令で定める基準に適合するものに限る。）をいう。以下同じ。）のうち総務省令で定めるものを処理する者として総務省令で定めるもの（以下「準法定事務処理者」という。）から当該準法定事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。

2 都道府県知事は、準法定事務のうち総務省令で定めるものを遂行するときは、都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる。

3 都道府県知事は、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて、準法定事務のうち総務省令で定めるものを処理する者として総務省令で定めるものから当該準法定事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。